b　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

c　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

d　工事種目　建築一式工事

⑷　類似工事

a　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

b　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

c　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

d　工事種目　建築一式工事

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員

ア　法務省の平成27・28年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、２者で共同企業体を構成する場合は1,000点以上の者、３者で共同企業体を構成する場合は1,100点以上の者１者及び1,000点以上の者１者の組合せであること。

イ　平成12年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げる⑦又は⑦の基準をすべて満たす同種又は類似工事のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

⑦　同種工事

a　建物用途　上記２⑵イ⑦ａに同じ。

b　構造・階数　上記２⑵イ⑦ｂに同じ。

c　建物規模　延べ面積　500㎡以上

d　工事種目　建築一式工事

⑦　類似工事

a　建物用途　上記２⑵イ⑦ａに同じ。

b　構造・階数　上記２⑵イ⑦ｂに同じ。

c　建物規模　延べ面積　500㎡以上

d　工事種目　建築一式工事

⑷　共同企業体又は単体有資格者　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者は、次に掲げる全ての基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。また、共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げるア及びウの基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置することができること。

なお、本工事は余裕期間を設定していることから、工事着手までの間は主任技術者又は監理技術者の配置は必要なく、工事開始日に配置すれば足りる。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成12年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記２⑵イ⑦又は⑦に掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と６か月以上の雇用関係にあること。

⑸　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上とする。

⑹　共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

⑺　経常建設共同企業体でないこと。

⑻　共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）

⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア　入手期間　平成28年１月15日から平成28年３月２日まで

イ　入手方法

⑦　入札説明書等（入札説明書別冊の図面を除く）は、電子調達システム又は法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）からダウンロードできる。

⑦　入札説明書別冊の図面については、上記⑴又は以下の場所でのみ交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）するので必ず入手すること（同図面は上記⑦の方法によっては入手できない）。

〒904―0034 沖縄県沖縄市山内１―13―１　沖縄少年院庶務課　電話098―933―4486

⑦　別冊の図面を含む入札説明書等について、郵送又は電送による入手申し込みは受け付けない。

⑶　申請書及び資料の提出期間並びに提出方法

ア　提出期間　平成28年１月15日から平成28年１月27日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

イ　提出方法　電子調達システムにより提出すること。なお、紙入札方式による場合は上記⑴の場所に持参若しくは郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　入札

⑦　入札書の提出期限　平成28年３月３日午後３時まで

⑦　入札書の提出方法　電子調達システムによる。なお、紙入札方式による場合は上記⑴の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

イ　開札

⑦　開札の日時　平成28年３月４日午後２時

⑦　開札の場所　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１法務省大臣官房施設課入札室

４　その他

⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵　入札保証金　免除

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。